

仙台市認知症の人の見守りネットワーク事業利用規約

(はじめに)

第1条 この規約は、「仙台市認知症の人の見守りネットワーク事業実施要綱」(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、「仙台市認知症の人の見守りネットワーク事業」(以下「事業」という。)の利用条件等について定めるものです。

(事業の実施)

第2条 事業の実施にあたり、仙台市は、行方不明になる可能性のある認知症の人の登録、メールの配信を受けて可能な範囲で検索に協力することのできる協力者の登録、行方不明事案発生時の電話受付及びメール配信等の業務を、事業者に委託して実施しています。

(利用者の登録)

第3条 事業を利用する行方不明になる可能性のある人(以下「利用者」という。)の登録は、仙台市に「仙台市認知症の人の見守りネットワーク事業利用届(新規・変更)(様式第1号)」(以下「利用届」という。)の提出が必要です。

2 登録にかかる費用は無料です。

3 利用届を提出された方は、この規約の記載内容に同意したものとみなします。また、要綱第8条第3項の規定に基づき利用届を提出する前に検索協力を依頼した方についても、この規約の記載内容に同意したものとみなします。

(協力者の登録)

第4条 メール配信を受けて可能な範囲で検索に協力することができるとしてメールアドレスを登録した人(以下「協力者」という。)は、各自の判断でメールアドレスを登録するものとし、登録した場合であっても各自の意思でその登録を解除することができます。

2 登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに登録の変更・削除を行ってください。

3 メールアドレスを登録した協力者は、この規約の記載内容に同意したものとみなします。

4 メールアドレスの登録は無料ですが、メールの送受信にかかる通信費等は、協力者の負担となります。

(メール配信)

第5条 メール受信に要する通信費等は、協力者の負担となります。

- 2 協力者は、sendaimimamori@sg-m.jp からのメールを受信可能な設定としてください。
- 3 メール配信に係るシステムは、すべての利用環境に対して動作を保障しているものではありませんので、利用する環境や機器によって、メールの送受信ができない場合があります。
- 4 協力者は、受信したメールの事業目的以外の利用及び転送等を行わないでください。
- 5 仙台市は、メールの配信について 24 時間 365 時間対応します。
- 6 メールで行方不明情報を受け取った協力者は、日常生活の中で可能な範囲で検索を行ってください。荒天時や早朝、深夜などにおける無理な検索を依頼するものではありません。また、交通状況や事故には十分ご注意ください。
- 7 行方不明者情報に該当する人を見かけた場合は、近隣の警察署又は交番に連絡ください。
- 8 行方不明者が発見されるなど検索依頼の解除の連絡があった場合は、協力者にメール配信します。
- 9 仙台市は、協力者に対して、行方不明者の情報に関するメール配信のほか、認知症に関するイベントの情報など、仙台市からのお知らせについてもメールの配信を行うことがあります。

(検索協力の依頼・解除)

第 6 条 認知症の人が行方不明になったときに検索協力を依頼する場合は、委託先の事業者へ連絡する前に、警察へ SOS ネットワークシステムの利用要請又は行方不明者届の提出を行ってください。

- 2 検索協力の依頼メールには、行方不明となった方の情報を掲載することが可能ですが、利用届を提出された家族等の同意が必要です。
- 3 検索協力の解除に関するメールは、依頼者から委託先の事業者への連絡後に行います。

(留意事項)

第 6 条 仙台市が配信するメールの内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正するメールを配信することがあります。

- 2 登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害やインターネット上の障害などにより、正常に発信できない場合（不達・遅延等）があります。
- 3 メールが一定回数配信できない場合には、協力者へ通知することなく配信を停止し、当該メールアドレスを削除させていただくことがあります。

(免責事項)

第7条 仙台市は、利用者、協力者及び利用者の検索協力依頼をした者が事業を利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害などについては責任を負いかねます。

2 仙台市は、配信したメールの情報をを用いて協力者が行う全ての行為や、協力者が事業に協力したことにより発生した損害、及び協力者が第三者に与えた損害についても責任を負いかねます。

3 仙台市は、メールの遅延等の障害について、原因の如何を問わず責任を負いかねます。

4 仙台市は、メール配信システムの障害やメンテナンス、その他やむを得ない理由により、事前に通知することなく、メールの配信を中断又は停止することがあります。

5 仙台市は、前項により発生した損害について責任を負いかねます。

(登録の抹消)

第8条 利用者、協力者がこの規約に違反した場合、その他仙台市が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(利用規約の変更)

第9条 この規約は、法令等の改正や個人情報保護の一層の改善のため、内容の一部又は全部を予告なしに変更する場合があります。規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

附則

この規約は、平成30年3月1日より適用します。